

精神保健福祉に関する審議会条例

精神保健福祉審議会

精神保健福祉分野を総合的に審議する

- ・ 下記3委員会の所掌事務以外の精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項
- ・ その他市長が必要と認める専門的事項

思春期精神保健審議会

専門的分野を審議する

- ・ 思春期における精神保健，精神医療及び福祉の円滑な推進に関すること
- ・ 思春期における心の健康づくり，心の健康問題等に係る施策等について専門的見地での評価等に関すること。

依存・嗜癖関連問題対策審議会

専門的分野を審議する

- ・ 地域における依存・嗜癖関連問題対策の推進に関すること
- ・ 依存・嗜癖関連問題の予防対策等に係る施策等について専門的見地での評価等に関すること

精神障害者地域支援対策審議会

専門的分野を審議する

- ・ 精神障害者における地域移行・地域定着支援の円滑な推進に関すること
- ・ 精神障害者の継続した地域生活を支える施策等について専門的見地での評価等に関すること